

税に関する各種お知らせ

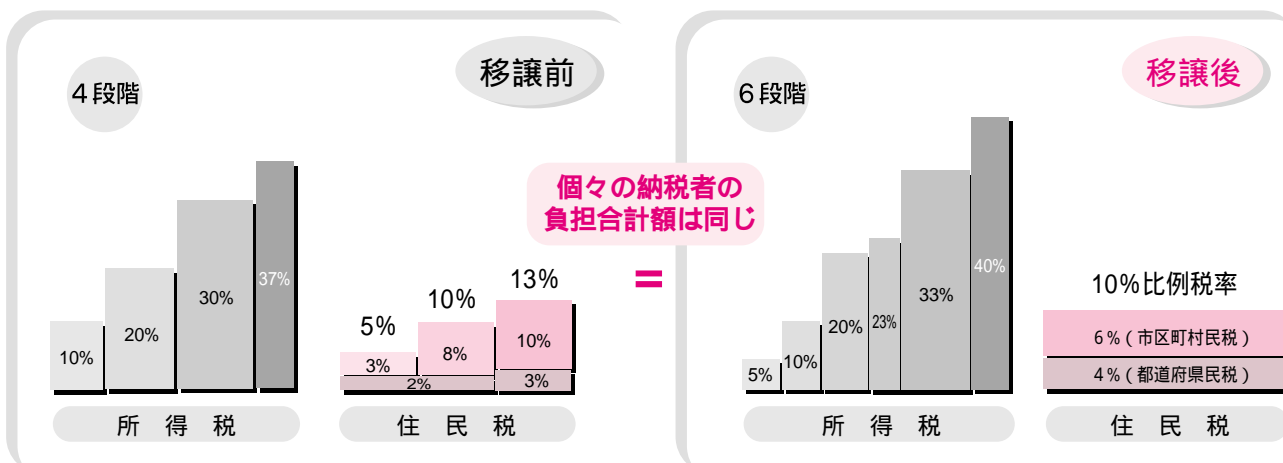
平成19年から所得税・住民税が変わります

所得税から住民税への税源移譲により、ほとんどの方は1月分から所得税(源泉徴収税額)が減り、その分6月から賦課される住民税が増えることとなりますので、日掛・月掛等納税準備に心がけ頂きますようお願いいたします。

住民税額は増えることとなりますが、定率減税の廃止等を除くと、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

所得税 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を、**6段階に細分化**
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

住民税 平成19年6月分から適用 → 3段階の税率から、**一律10%に**
(都道府県民税4%・市区町村民税6%)



平成19年2~3月の確定申告は、平成18年分の申告となりますので、所得税額は税源移譲前の税率で計算することとなります。

国・県・町による申告相談及び
税理士会による確定申告無料相談

日時 2月2日(金)
9:30~12:00、13:00~15:30

場所 神崎町役場3階大会議室
持参していただくもの

- ・所得税の確定申告書用紙など
 - ・前年の申告書や収支内訳書などの控え
 - ・その他、上記申告に必要なものをご持参ください。
- 今回、譲渡所得のある方は対象となりません。
申告期間中は混雑が予想されますので、早めの申告に是非お越しください。

給与支払報告書は1月31日までに提出を

平成19年度(平成18年支払分)の給与支払報告書は、従業員さんの1月1日現在の住所ごとに分けて、それぞれの市町村税務関係課へ提出してください。

給与支払報告書は3枚複写(500万円以上の方は4枚複写)で作成し、1枚目と2枚目は各市町村へ、3枚目(支払金額が500万円以上は4枚目)は平成18年分の源泉徴収票になっていますので、必ず従業員さんにお渡しください。なお、中途退職者の分についても期日までに提出をお願いします。

◎お問い合わせは、役場町民課税務係 (☎2111内線231~232) まで。